

# 石岡市災害廃棄物処理計画 概 要 版

令和2年3月

石 岡 市



## ◇ 総則

### 計画策定の目的

災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、石岡市（以下、「本市」という。）において地震災害、風水害、その他自然災害が発生した場合、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑かつ迅速に適正処理することを目的として策定するものです。

### 被害想定

本計画における被害想定は次のとおりです。

地震被害については、本市に最も大きな被害をもたらすと想定されている茨城県南部地震、水害被害については、本市の過去の風水害において最も被害が大きかった昭和 61 年台風 10 号と同程度の被害とします。

区分	被害想定	建物被害棟数
地震	茨城県南部の地震	全壊 442 棟 半壊 1,239 棟
水害	昭和 61 年台風 10 号	床上浸水 44 棟 床下浸水 24 棟

### 処理期間の設定

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、できるだけ早く完了することを目指します。具体的には、災害の規模や災害廃棄物発生量に応じて、適切な処理期間を設定することとし、大規模災害においても 3 年以内の処理完了を目指します。

## 災害廃棄物処理の基本方針

### 基本方針 1：円滑かつ迅速な適正処理の実行

住民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、復旧・復興の妨げにならないように円滑かつ迅速に適正処理を実行します。

### 基本方針 2：分別・再生利用

災害廃棄物の処理においては、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量を削減します。

### 基本方針 3：目標期間内での処理の実施

災害廃棄物の処理は、目標期間内に本市内での処理、または、県内市町村のごみ処理相互支援協定（県内 5 地区）による処理及び県内の事業者による処理を進めることを原則とします。

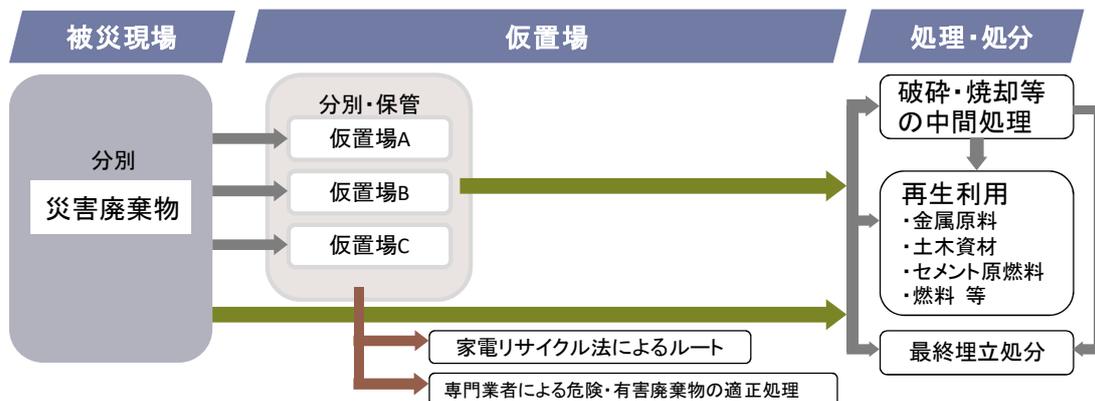
県内既存の廃棄物処理施設を最大限活用しても目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合、または、公衆衛生の観点から緊急的な処理が必要な場合は、仮設処理施設の設置や県外の広域処理により対応します。

### 基本方針 4：合理的かつ経済的な処理

処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

## 処理期間の設定

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。



## 市の行動

災害廃棄物処理では、初動期、応急対応前半の時期の対応が重要です。発災直後は、職員の安否確認、人命救助を優先して対応すると同時に、災害廃棄物処理に関連する施設の被害状況の把握、災害廃棄物処理に必要な体制の構築等に対応することとします。

業務		初動期	応急対応(前半)		(後半)	復旧・復興
		発災	72時間	1週間	3週間～	3ヶ月 ～3年
総務 関係	総務	①体制の構築				
		②災害対策本部との連絡調整				
		③被害状況の把握・連絡				
		④今後の大雨や水位の予測				
		⑤住民への広報・窓口設置				
		⑬近隣市町村・県への支援要請				
		⑰他自治体等からの支援の受入・調整				
		⑲庁内体制の見直し				
	財務	⑭補助金関係事務・予算の確保				
		⑳事務委託の検討、契約				
処理 関係	計画	⑪収集運搬手配、事業者への支援要請				
		⑮進捗管理				
		⑯処理・再生利用・最終処分先の検討				
		㉓災害廃棄物発生量の推計				
		㉔災害廃棄物処理実行計画の策定				
	処理 業務	⑳優先度の高い災害廃棄物の処理の調整・手配				
		㉑事務委託の検討、契約				
	仮置場	⑥仮置場の設置、運営・管理				
		⑧仮置場の充足状況の把握				
		㉕仮置場の逼迫状況の把握				
㉖仮置場の原状回復・返還						
解体 撤去	⑨危険家屋等の撤去					
	㉒公費解体手続き・発注					
生活ごみ・ 避難所ごみ 関係	⑤住民への広報・窓口設置					
	⑩避難所ごみの推計					
	⑪収集運搬手配、事業者への支援要請					
	⑬近隣市町村・県への支援要請					
し尿 関係	⑤住民への広報・窓口設置					
	⑦仮設トイレの調達・設置・管理					
	⑩し尿発生量の推計					
	⑪収集運搬手配、事業者への支援要請					
	⑬近隣市町村・県への支援要請					
	㉗仮設トイレの撤去					
施設	③被害状況の把握・連絡					
	⑰一般廃棄物処理施設の補修・復旧(組合)					
	⑬近隣市町村・県への支援要請					
	⑰一般廃棄物処理施設の復旧の進捗報告(組合)					

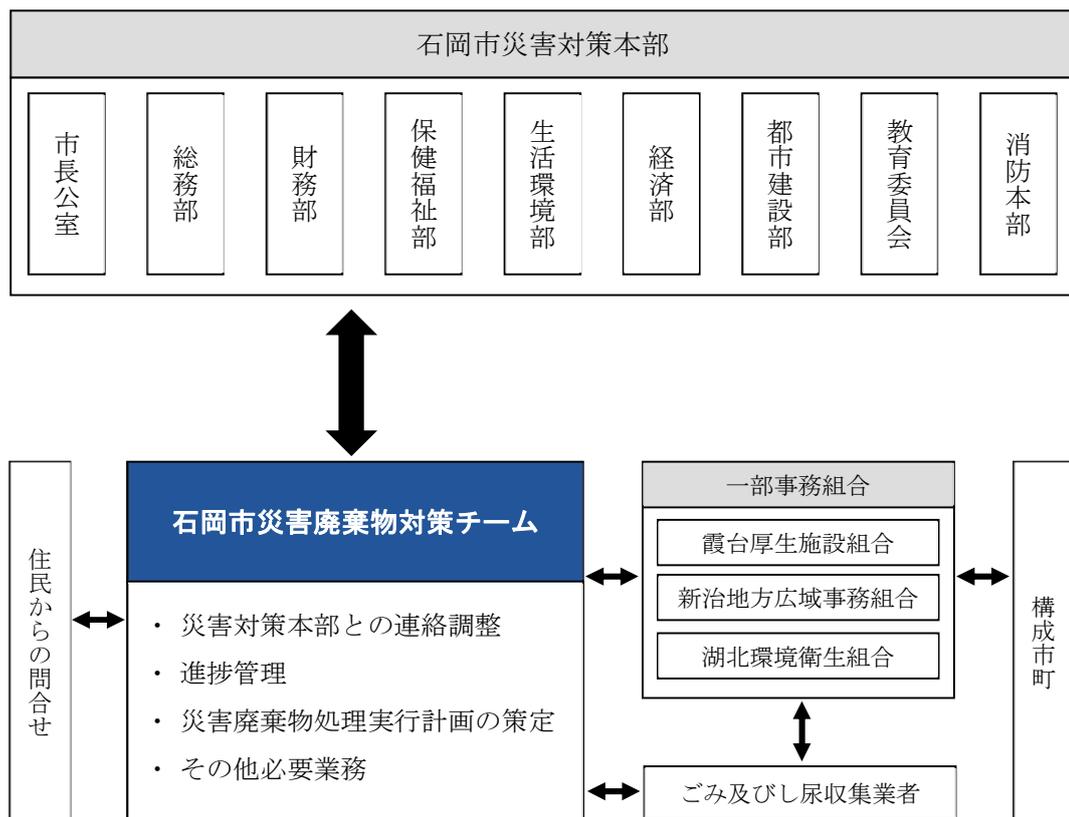
## ◇ 災害廃棄物処理のための体制等

### 組織体制・指揮系統

災害時は、本計画または石岡市地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。

石岡市地域防災計画では、災害発生時における災害対策本部を構成する各部の編成及び分掌事務について定めており、その中には災害廃棄物処理に関する内容も含まれています。

このことから、災害時においては、災害対策本部の各部の情報集約や調整、災害廃棄物処理の進捗管理及び災害廃棄物処理実行計画の策定等を実施する災害廃棄物対策チームを立ち上げることとします。



## 情報収集・連絡

### 【災害時】

- ・ 災害廃棄物発生状況の情報把握
- ・ 仮置場の充足状況把握
- ・ 産業廃棄物処理施設の受入可能量等の状況把握 等

### 【平常時】

- ・ 連絡窓口一覧表の随時更新
- ・ IP 無線、防災無線（地上系無線）、衛星電話の調達 等

## 協力・支援体制

### 【災害時】

- ・ 県内広域処理の実施（市単独での処理が困難な場合）
- ・ 事業者との連携による処理の実施
- ・ 支援受入体制の整備 等

### 【平常時】

- ・ 「ごみ処理緊急時相互支援に係る協定書」等、災害時の迅速な対応を目的とした体制の構築

## 住民への啓発・広報

### 【災害時】

- ・ 問合せ窓口の設置
- ・ ボランティア支援依頼窓口の設置
- ・ 仮置場の場所、搬入時間、期間等の周知 等

### 【平常時】

- ・ 災害時のごみの出し方の周知
- ・ 仮置場の必要性の周知
- ・ 携帯トイレ等の備蓄の必要性の周知 等

## ◇ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿を除く）

### 災害廃棄物発生量の推計

#### 【災害時】

- ・ 建物の被害状況の把握
- ・ 建物被害棟数と災害廃棄物の発生原単位を用いた災害廃棄物発生量の推計

#### 【平常時】

- ・ 被害想定に基づき災害廃棄物発生量を推計  
(本計画の被害想定の内、最も災害廃棄物の発生量が多くなるのは茨城県南部の地震であり、約 80 千トンとなる見込みです。)

### 仮置場

#### 【災害時】

- ・ 平常時に選定した仮置場候補地の確認
- ・ 仮置場の設置及び管理 等

#### 【平常時】

- ・ 被害想定により推計した災害廃棄物発生量を基に仮置場の必要面積を推計  
(本計画で想定した災害廃棄物の発生量を仮置きするために必要な面積は、約 2.3ha となる見込みです。)
- ・ 仮置場候補地の選定 等

### 分別の徹底

#### 【災害時】

- ・ 被災家屋等からの搬出時の分別について周知
- ・ 仮置場での分別配置図の配布
- ・ 仮置場での分別の指導 等

**【平常時】**

- ・ 災害廃棄物の分別の重要性について周知
- ・ 仮置場内での分別に必要な作業について準備 等

**収集運搬**

**【災害時】**

- ・ 収集運搬車両の確保
- ・ 収集運搬ルート決定 等

**【平常時】**

- ・ 収集運搬に係る連絡体制の確認
- ・ 収集運搬方法の検討 等

**処理・処分**

**【災害時】**

- ・ 災害廃棄物の積極的な再生利用
- ・ 混合廃棄物の適正処理 等

**【平常時】**

- ・ 既存施設における災害廃棄物処理可能量の推計
- ・ 事業者との協力関係の構築 等

**損壊家屋等の解体撤去**

**【災害時】**

- ・ 損壊家屋の公費解体について検討
- ・ 解体撤去時の安全性確保について周知 等

**【平常時】**

- ・ 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等からの情報収集

## 環境保全対策・環境モニタリング・火災防止

### 【災害時】

- ・解体撤去現場における環境保全対策及び環境モニタリングの実施
- ・仮置場における火災防止対策の実施 等

### 【平常時】

- ・災害時に配慮する必要がある環境保全対策及び環境モニタリング、火災防止対策の理解

## 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

### 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の発生

災害時の避難所では、非常食の容器や使用済み衣類、簡易トイレ等の平常時とは異なるごみが発生します。

し尿については、仮設トイレが避難者だけでなく、断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民が利用することを考慮する必要があります。

(本計画の被害想定の内、茨城県南部の地震では1日当たり約57kLのし尿が発生し、これには422基の仮設トイレが必要となる見込みです。)

### 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理

### 【災害時】

- ・避難所ごみ及びし尿の発生量の把握
- ・避難者数及び避難所の設置数に基づいた収集ルート決定
- ・既存施設での処理
- ・仮設トイレの設置 等

### 【平常時】

- ・収集運搬に係る連絡体制の確認
- ・収集運搬方法の検討
- ・仮設トイレのレンタル事業者との協定締結 等

## その他

### 処理業務の進捗管理

#### 【災害時】

- ・ 計量等の記録
- ・ 災害廃棄物処理の進捗管理
- ・ 災害報告書の作成 等

#### 【平常時】

- ・ 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得

## ◇ 災害廃棄物処理のための体制等

平常時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、国・県・他市町村・一部事務組合・事業者・市民の連携により災害廃棄物の円滑かつ迅速な適正処理を通じて早期の復旧復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現します。



石岡市災害廃棄物処理計画 概要版

令和2年3月

発行 石岡市

編集 生活環境部 生活環境課

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 0299-23-1111 (代表)

FAX 0299-23-2225